

第5節 基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します

施策13 高齢者の権利擁護の推進

高齢者の「尊厳ある暮らし」を実現するために、認知症等により権利侵害の対象となりやすい方、自ら権利の主張や行使をすることができない状況にある方等に対して、必要な支援を行います。また、権利擁護の普及啓発と、関係機関とのネットワークの構築を推進します。

現状

【成年後見制度の利用促進等】

- 「区政モニターアンケート」の結果では、成年後見制度に対する認知度は、平成24年度43.8%、平成25年度48.1%と毎年高まっており、新宿区成年後見センターへの相談件数も平成24年度2,003件、平成25年度2,409件と増加傾向にあります。また、支援が必要な単身世帯の増加や生活課題を多々有しているケースなどの増加により、相談内容も複雑化・多様化しています
- 高齢者の権利を守るために、成年後見制度の普及啓発と併せて、相談会等の拡充を図っています。また、平成26年度より制度の担い手となる市民後見人の養成に向けて、市民後見人養成基礎講習を実施しています。
- 成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対して、区長が家庭裁判所へ審判の請求を行っています。
- 新宿区社会福祉協議会は、区の成年後見制度の利用促進事業に加え、東京都社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を受託し、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活できるよう、本人との契約により各種支援を行っています。

【虐待防止の推進】

- 高齢者総合相談センターは、虐待の早期発見・相談の窓口として、地域や関係機関等と積極的に連携を図りながら対応を行っています。通報の受理件数については、平成23年度は56件、平成24年度は57件、平成25年度は58件と増加傾向にあります。
- 虐待への対応については「新宿区高齢者虐待対応実務マニュアル」を作成し、高齢者総合相談センターによる相談・通報受理後の対応方法や、虐待の判断の指標となる考え方を示しています。

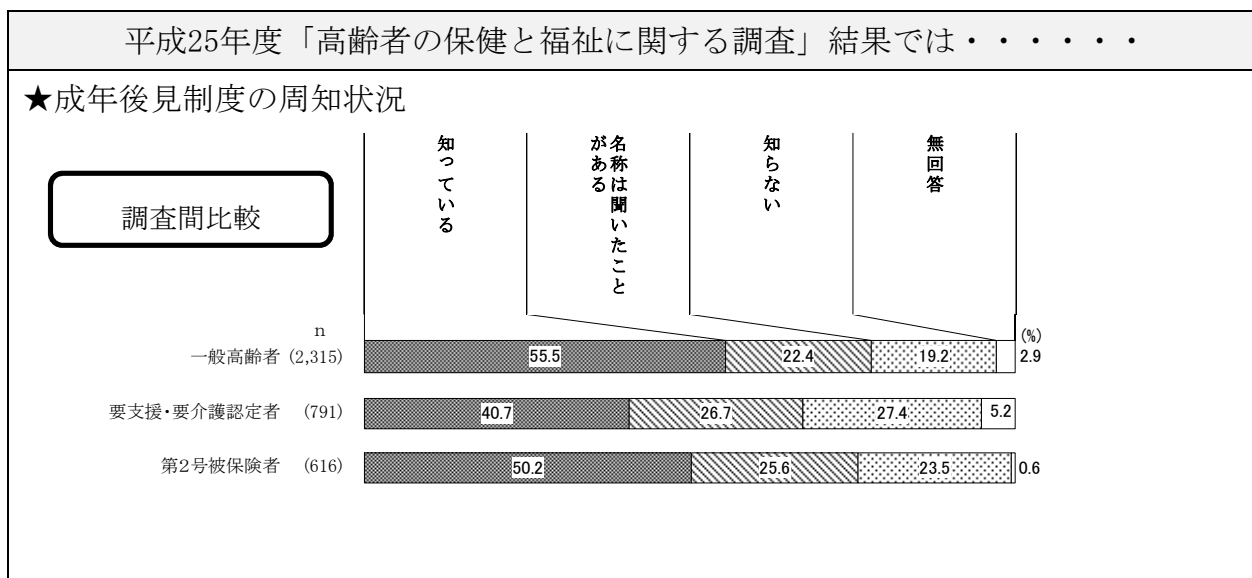
- 高齢者総合相談センターは相談・通報を受理するだけではなく、地域の関係機関とネットワークを作り、高齢者の虐待防止に関する広報・普及活動を行っています。
- 不適切な介護等により分離保護が必要となる高齢者に対して、老人福祉法による「やむを得ない事由による措置」として特別養護老人ホームへの入所措置等を行っています。

【消費者被害の防止】

- 民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近で活動している人たちにより悪質商法被害防止ネットワークを組織し、新宿消費生活センターが通報を受けるなど、悪質商法被害の予防・早期発見及び被害の回復を目指しています。
- 地域団体や新宿区社会福祉協議会等からの要請を受け、現地に消費生活相談員を派遣し、高齢者に対する悪質商法被害の実態と防止対策について解説をする出前講座を開催しており、実績は増加傾向にあります。

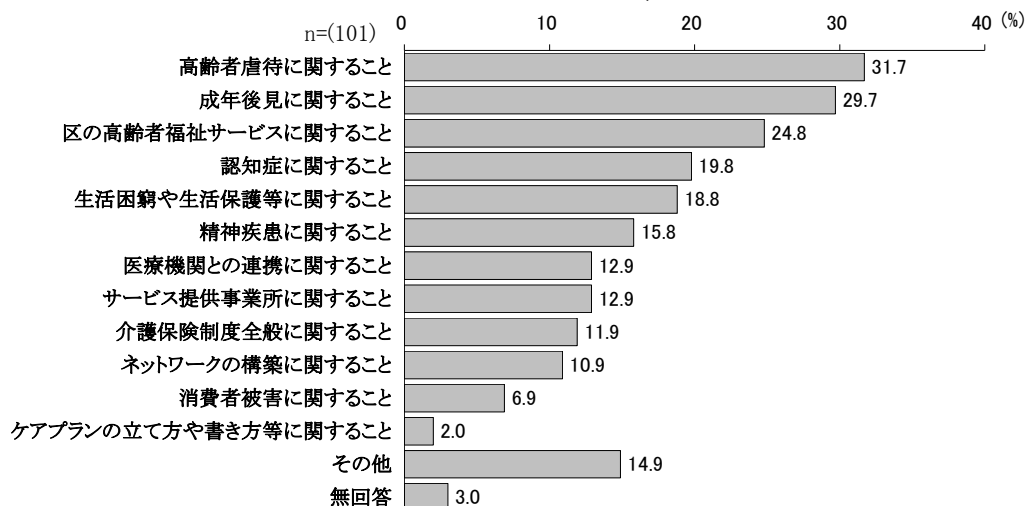
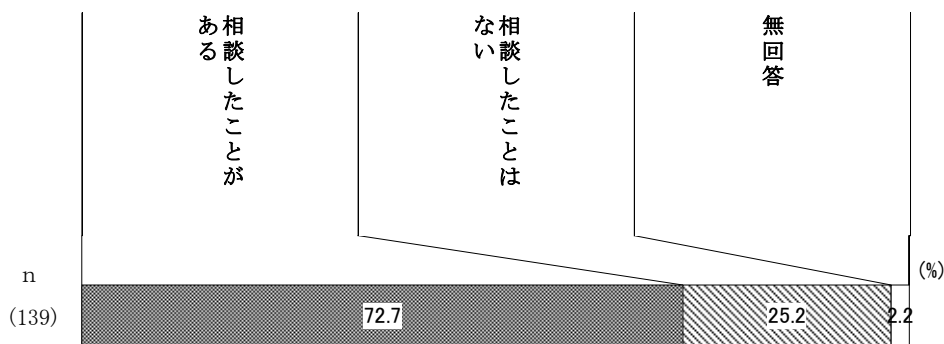
【権利擁護の普及啓発とネットワークの構築】

- 地域型高齢者総合相談センターと関係機関の連絡会等の際に、権利擁護に関する情報提供を行うなど普及啓発に努めています。
- 高齢者の権利擁護に関わる関係機関や区の関係部署で構成する「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」を組織し、高齢者に関する課題の検討や情報共有を図っています。



★高齢者総合相談センターへの相談の有無と相談した分野（複数回答）

ケアマネジャー



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、成年後見制度の認知度は、第2号被保険者と一般高齢者で5割以上となっています。また、ケアマネジャーの高齢者総合相談センターへの相談経験は7割強で、その内容としては高齢者虐待、成年後見が上位を占めています。制度の継続的な認知度向上、関係機関との連携の必要性がうかがえます。

課題

【成年後見制度の利用促進等】

■区では、成年後見制度の利用を総合的に支援する拠点として、「新宿区成年後見センター」を設置していますが、「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果からみると、新宿区成年後見センターの認知度は高まっていません。相談実績は増加していますが、制度が必要な人に適切に情報が届き、成年後見センターの相談（活用）につながるよう分かりやすく周知する必要があります。

- 相談件数の増加や単身世帯の増加により、成年後見制度の利用が必要な方の更なる増加が見込まれるため、その担い手となる市民後見人の養成と活用方法を検討していく必要があります。

【虐待防止の推進】

- 新宿区高齢者虐待対応実務マニュアルを積極的に活用し、高齢者総合相談センターの虐待への対応能力を向上させる必要があります。
- 関係機関と連携を強め、早期に虐待を発見し、高齢者総合相談センターへの相談・通報につなげられるしくみづくりが課題となっています。

【消費者被害の防止】

- 高齢者の生活全般に関する総合的な見守りという観点から、消費者被害のための総合的なネットワークを更に強化していく必要があります。
- 悪質商法は後が絶えず、新たな手口も次々と発生することから、継続的な広報・啓発が必要です。また、出前講座や消費者講座を通じて、被害防止意識を高めていく必要があります。

【権利擁護の普及啓発とネットワークの構築】

- 成年後見制度の利用推進、虐待の防止等について、関係機関への情報提供にとどまらず、区民や、介護サービス事業者等に広く周知・啓発を進める必要があります。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」の運営については、高齢者の権利擁護に関する課題が多岐にわたることから、会議の運営方法・体制を工夫していく必要があります。

取組の方向性

【成年後見制度の利用促進等】

- 「新宿区成年後見センター」の周知や活用方法等、権利擁護に対する課題は、関係機関や団体等で組織する「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」等で検討を行い、成年後見制度が必要な方に適切な相談対応や支援を行うことを目指します。
- 市民後見人の養成と活用についての課題を新宿区成年後見事例検討会等で検討を行うとともに、きめ細かな対応ができる支援者を増やすことに取り組みます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるような支援体制づくりに取り組みます。

【虐待防止の推進】

- 新宿区高齢者虐待対応実務マニュアルに基づき、高齢者総合相談センターの虐待への判断を標準化し、対応力の向上を図ります。
- ケアマネジャーや介護サービス事業者等から、早期に相談・通報を受けられるためのしくみづくりを進めていきます。

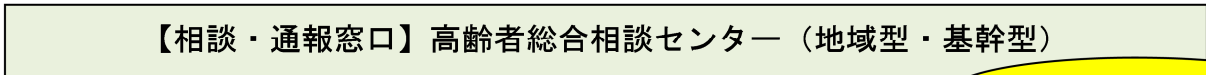
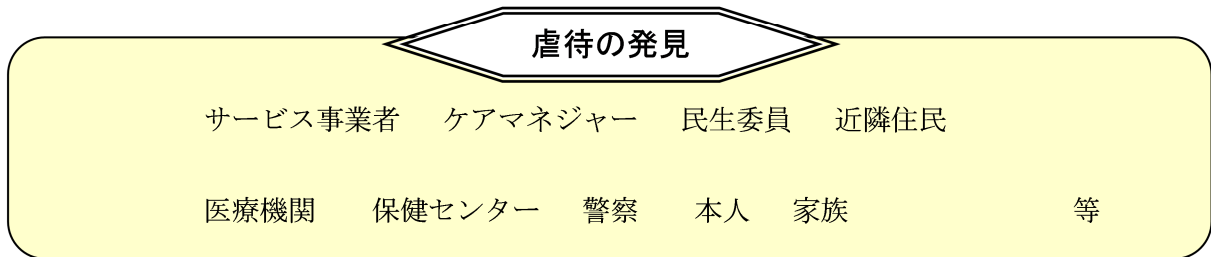
【消費者被害の防止】

- 悪質商法被害防止ネットワークの参加団体の増加及び連携を強化し、悪質商法被害の予防・早期発見及び被害の回復を目指していきます。また、消費部門と福祉部門との効果的な連携を進めていきます。
- 消費者安全法改正の趣旨を踏まえ、地域の見守り力の強化に向けて、消費者被害防止のしくみの中における悪質商法被害防止ネットワーク等の位置づけを研究していきます。

【権利擁護の普及啓発とネットワークの構築】

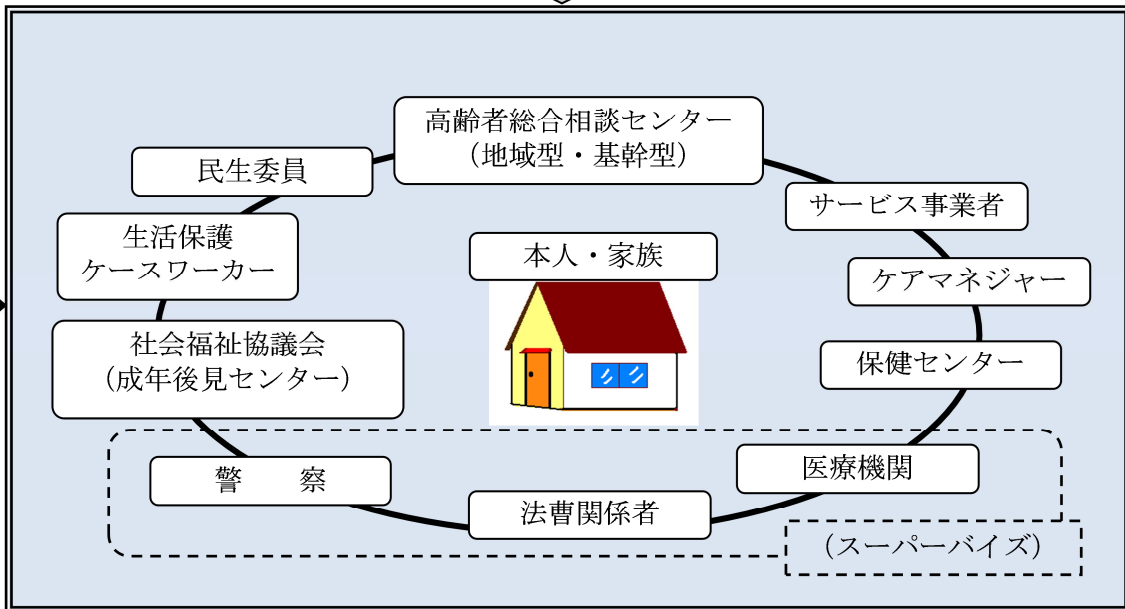
- 高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や介護サービス事業者等を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心を守る、地域支え合いのしくみづくりを、更に進めていきます。
- 「高齢者の権利擁護ネットワーク協議会」を継続して行い、効果的な会議の運営方法・体制を検討し、関係機関とのネットワークをさらに強化していきます。

高齢者虐待対応のネットワーク



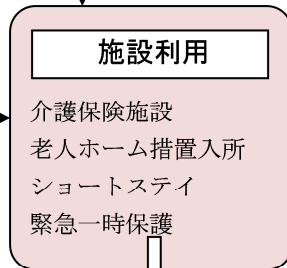
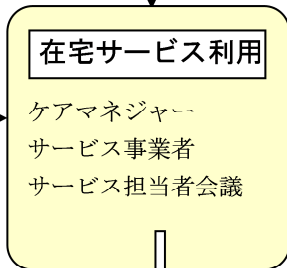
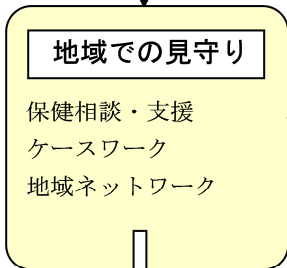
対応が必要なケースについて検討開始

事実確認・実態把握



緊急性なし

緊急性あり
(要保護)

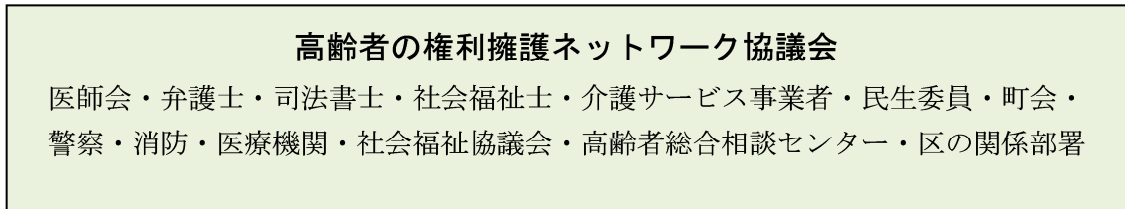


保護要否

適切な時期のモニタリング（状況に応じてサービスの見直し）

モニタリング

情報の共有化・より機動的なネットワーク構築



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
成年後見制度の利用促進 ※二次 (福祉部 地域福祉課)	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、地域福祉権利擁護事業と併せて支援を行います。関係機関等との連携を図りながら、相談支援、地域への制度の広報普及、後見人等の支援、市民後見人の養成を行います。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	成年後見制度の内容を理解している人の割合 54% 成年後見・権利擁護専門相談件数 195件	成年後見制度の内容を理解している人の割合 60% 成年後見・権利擁護専門相談件数 200件
成年後見審判請求事務等 (福祉部 高齢者福祉課)	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対し、区長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。また、成年後見制度に係る費用を負担することが困難である人に対して、後見人等への報酬の助成を行います。	区長申立件数 44件 報酬助成件数 8件	—
【再掲】虐待防止の推進 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者総合相談センターを、虐待の相談、通報、届出の窓口としています。高齢者自身の届出や区民等からの通報、民生委員、ケアマネジャーからの相談に対し、継続的支援を行います。	虐待相談件数 360件	—
特別養護老人ホームへの「やむを得ない事由」による入所措置 (福祉部 高齢者福祉課)	虐待等のやむを得ない事由により、分離保護が必要な高齢者を対象に、特別養護老人ホームへ入所措置します。	やむを得ない措置による特養入所者 4人	—
悪質商法被害防止ネットワーク (地域文化部 消費者支援等担当課)	民間の介護保険事業者、民生委員、新宿区社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区相談担当職員など、高齢者の身近なところで活動している人たちによる悪質商法被害防止ネットワークを活用し、高齢者の悪質商法による被害を早期に発見し、新宿消費生活センターが通報を受けて早期回復を図ります。	連絡会 1回	連絡会 1回

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
消費者講座 (地域文化部 消費者支援等担当課)	高齢者クラブなどに悪質商法に関する出前講座を実施するなど、高齢者に対する普及啓発を行います。また、消費生活に関する学習の機会(場)として消費者講座を行います。	出前講座 3回	出前講座 3回
高齢者の権利擁護の普及啓発 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者の権利擁護に関する普及啓発のために、区民や関係者を対象にした講演会の開催やパンフレット等の作成・配布を行い、高齢者の尊厳と安心をみんなで守る、地域支え合いのしくみづくりに結びつけます。	権利擁護に関する講演会 1回	権利擁護に関する講演会 1回
高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者の権利擁護ネットワーク協議会(構成員:医師会、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護サービス事業者、民生委員、町会、警察、消防、医療機関、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、区の関係部署)を開催し、成年後見制度、高齢者の虐待防止、見守り等の課題に関するネットワークを構築します。	権利擁護ネットワーク協議会等 5回	権利擁護ネットワーク協議会等 5回

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業) (新宿区社会福祉協議会)	もの忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方が利用できる東京都社会福祉協議会からの受託事業です。本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関しての相談を中心に、必要に応じて日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑などの預かりを行います。支援にあたっては地域住民が生活支援員となって、職員、関係機関等と連携を図りながら、「地域ぐるみ」の支援を進めます。	契約件数 70件 専門員・生活支援員相談支援件数 10,800件	契約件数 96件 専門員・生活支援員相談支援件数 12,900件

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】新宿区成年後見センターの認知度 (一般高齢者調査)	14.8%	35%